

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 5 月 19 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330024

研究課題名(和文)金融取引におけるリスクの多層化と民事責任体系の再構築

研究課題名(英文) Multi-Layered Risks and Restructuring the Civil Liability System in the Financial Transactions

研究代表者

新堂 明子 (SHINDO, Akiko)

法政大学・法務研究科・教授

研究者番号：00301862

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,100,000円

研究成果の概要(和文)：(1) 実体法の観点では、金融市場の不法行為リスクに焦点を当て、日本、イギリス、ドイツにおける有価証券虚偽記載の賠償責任に即して、伝統的な民事責任法理の枠組の下で、法規制の保護目的とそれに対応する発行者の義務射程と、投資者の市場リスク引受けの構造を明らかにした。

(2) 手続法の領域では、金融ADRや消費者裁判特例法に代表される新たな枠組みを通じた法のエンフォースメントの実効性につき検討を行った。

(3) 金融のグローバル化という現象を踏まえて、渉外的な環境の下での法の適用関係や裁判・執行管轄権の行使のあり方について抵触法上の分析を行った。

研究成果の概要(英文)：(1) From a substantive law perspective, we focused on a tortious risk in the financial market. Specifically, we examined the fraudulent misrepresentation cases in the financial statements of the company in Japan, England and Germany. We analyzed that the liabilities in these cases were decided on the balance between the scope of the duty owed by the defendant company and the assumption of the market risk by the plaintiff shareholders.

(2) From a procedural law perspective, we researched a new system, Kinyu ADR (Financial Alternative Dispute Resolution), and a new statute, Shohisha Saiban Tetsuzuki Tokurei-Ho (Consumer Action Procedure Act). We examined the effectiveness of the law enforcement through these new systems.

(3) In light of the globalization in the financial market, we made conflict-of-laws analyses on applicable laws and states' jurisdictions (especially, judicial and executive jurisdictions) related to cases with some international factors within them.

研究分野：民法

キーワード：リスク 虚偽記載 不実表示 金融商品取引法 銀証分離 金融ADR 消費者裁判手続特例法 渉外的金融取引

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 1980年代から90年代にかけて金融市場の自由化の必要が強く説かれ、数多くの分野において規制緩和が進められた。わが国の金融システムも、間接金融については金利規制の緩和・撤廃により、直接金融については証券の発行および流通市場の整備によって大きく変貌した。

(2) しかし、その後の大手金融機関の相次ぐ破綻やリーマン・ショックに見られるように、逆説的ではあるが、自由化・規制緩和のみでは市場を中心とする金融システムが有効に機能しないという現実が明らかになった。

(3) その結果として、今日金融を巡る焦点は、健全な金融市場を実現するのに適切な規制、および市場規律の確保に向けた金融システム全体のガバナンスとはどのようなものかという問題に移っている。

## 2. 研究の目的

(1) 市場の規制および金融システムのガバナンスがそれらの構造に則したものでなければ、十分な市場機能を発揮させることができない。そして、金融システムの構造は、単に間接・直接金融の別といった点に止まらず、リスクという観点で捉えた場合に多層的な性格を有している。

(2) 金融システムの構造におけるリスクの多層性を踏まえた上で、複眼的・多眼的な視覚から金融取引に内在する様々なリスクをいかに有効にコントロールし、市場規律の維持・確保を図るべきかという問題を整理・検討する。

## 3. 研究の方法

(1) 民事実体法の観点から、カウンターパーティ・リスク(契約リスクと信用リスク)と不法行為リスクに焦点を当て、金融市場における新たな法的紛争の発現形態を検証し、これらが伝統的な民事責任法理に及ぼす影響やインパクトについて、解釈論の立場から多角的な分析を行う。

(2) 手続法の領域では、消費者団体訴訟や金融ADRに代表される新たな枠組みを通じた法のエンフォースメントの実効性につき検討を実施する。

(3) 金融のグローバル化という現象を踏まえて、涉外的な環境の下での法の適用関係や実効的な裁判・執行管轄権の行使のあり方について抵触法上の分析を行う。

## 4. 研究成果

### (1) 実体法の視点に基づく金融リスクの多角的分析

#### 不法行為リスクの事後的負担

本研究は金融リスクの分散化・多層化の法的制度設計を事前的予防と事後的負担の2面に分けて考察するものである。ところで、金融リスクのマネジメントは、間接金融と直接金融とで重点が異なる。間接金融では取引当

事者間のカウンターパーティ・リスクを、当事者間の契約により金融取引が連鎖するときには個々の契約の連鎖によりコントロールするのが一般的であり、不法行為法による規律は例外的である。しかし、直接金融では、金融商品の取得者に対する発行者の直接責任が重要な機能を持つ。それは伝統的な法体系では不法行為責任として構成される。以上のパースペクティブの下に、民法パートでは、不法行為リスクに対する事後的負担を中心に検討した。

平成24年度...金融取引における不実表示ないし説明義務違反に基づく契約の取消し、不法行為責任および債務不履行責任の交錯(新堂・後掲雑誌論文、山本哲・後掲雑誌論文)金融取引紛争等が引き起こしている不法行為法再編の動き(ヨーロッパ法統一など)(瀨川、山本周)を検討した。

平成25年度...金融取引を中心に取引的不法行為に関する近年の裁判例を広範に調査し、説明義務違反、適合性原則違反をめぐる傾向を析出すると同時に、ジェイコム株式誤発注事件控訴審判決、金利スワップ契約最高裁判決、反社会的勢力が関わる取引に関する裁判例を分析した(新堂・後掲雑誌論文、瀨川)。

平成26年度...有価証券報告書虚偽記載による損害賠償の問題に焦点を当て、民法と金商法、損害賠償法と原状回復法、損害賠償法においては責任設定的因果関係か責任充足的因果関係か、損害賠償の範囲の問題か損害の金銭的評価の問題かなど、多角的な視角から検討した(瀨川、新堂、山本周、藤原)。

本研究の全期間を通して、有価証券報告書等の虚偽記載による損害賠償の問題について取り組んだ。以下、総括する。

### ・学説

民法709条および金商法21条の2における損害の捉え方には、取得自体損害説と取得時差額説とがある。

・**取得自体損害説**は、虚偽記載のある有価証券を取得したこと自体を損害と捉える説であり、取得時の取得価格から、処分原告の場合は処分価格、保有原告の場合は時価を控除したものが損害賠償額となる。

・**取得時差額説**は、虚偽記載によって歪められた価格で有価証券を取得したことを損害と考える説であり、取得時における取得価格と想定価格との差が損害賠償額となる(加藤・後掲引用文献)。

なお、証取法(金商法)21条の2の立案担当者は、2項の推定は、虚偽記載等の公表による変動額を、請求権者の証券取得時における損害額と推定するものとする(三井・後掲引用文献)。

以上は金商法研究者を中心に議論されていたが、民法709条の観点から重要な指摘がされている。すなわち、どのようなものを侵害された権利ないし法律上保護される利益と捉えるか、そして、どのようなものを生じ

た損害と捉えるか(潮見・後掲引用文献)。さらに、責任設定的因果関係と責任充足的因果関係をどのように捉えるか、また、損害賠償の範囲の問題か、損害の金銭的評価の問題か、という視点も重要である。

#### ・最高裁判決

##### ・西武鉄道事件上告審判決

(最三判平23・9・13民集65巻6号2511頁)

Y(西武鉄道)が、有価証券報告書に上場廃止事由に該当する少数特定者持株数基準違反の事実を隠蔽していたことにつき、虚偽記載の公表時の保有株主Xらが、民法709条に基づく損害賠償を求めた。虚偽記載と相当因果関係のある損害の額をどのように捉えるかが争点となった。

多数意見は、虚偽記載がなければ当該株式を取得することはなかったとみるべき場合には、まず、虚偽記載と相当因果関係のある損害の額は、取得価格と処分価格との差額、または、所得価格と事実審の口頭弁論終結時の市場価格との差額を基礎とした。そのうえで、経済情勢、市場動向、当該会社の業績等虚偽記載に起因しない市場価格の下落分を上記差額から控除すべきであり、他方、虚偽記載の公表後のろうばい売りが集中することによる市場価格の過剰な下落による損害は虚偽記載と相当因果関係がないとはいえないとした(田原補足意見あり)。

これに対して、寺田意見は、「虚偽記載がなければ投資者が株式を取得することはなかった」という前提と矛盾なく理解できる損失は控除すべきであるが、会社の業績不振による株式価格の下落など当該株式に特有の価格下落による損失を相当因果関係なしとして損害額から控除することには無理があるとみる。

まとめると、取得自体損害説を出発点として、そこから虚偽記載と相当因果関係のない損害を控除する方法で処理する。多数意見と寺田意見の対立は、虚偽記載と相当因果関係のある損害の範囲が異なる点にある。

##### ・ライブドア事件最高裁判決

(最三判平24・3・13民集66巻5号1957頁)

Y(ライブドア)の株式を流通市場で取得したXらが、Yの提出した有価証券報告書に約3億円の経常赤字を約50億円の計上黒字と偽った虚偽記載があったことにより損害を被ったと主張して、金商法21条の2に基づき、Yに損害賠償を求めた。主な争点は、Xらが同条に基づきYに賠償を請求することのできる損害額である。

多数意見は、金商法21条の2第1項および2項(現3項)にいう「損害」とは、民法709条に基づきその賠償を請求することができる損害と同様に、虚偽記載と相当因果関係のある損害を全て含むとした。そして、5項(現6項)にいう「虚偽記載等によって生ずべき当該有価証券の値下がり」とは、取得時差額相当分の値下がりに限られず、有価証券報

告書等の虚偽記載と相当因果関係のある値下がりの全てをいうとした。そして、虚偽記載と相当因果関係のあるライブドア株の値下がりとそうでない値下がりを選び分け、後者を推定損害額(2項)の1割と見て賠償の責めを負わず(5項)とした原審の判断を是認した(田原補足意見、寺田補足意見あり)。

これに対して、岡部反対意見は、金商法21条の2は、高値取得損害の賠償を前提とした規定であるとする一方、同条は、取得自体損害の賠償についてもその適用を排除していないので、株主は株式の取得自体が損害となる特別の事情を立証すればよいとする。以上の直接損害に対し、会社の信用毀損による株主の間接損害については同条を適用することはできないとする。

多数意見は、民法709条も、金商法21条の2も、虚偽記載と相当因果関係のある損害を賠償する責任があるとした。しかし、ここから、それを実現すべき下位ルールのようなものは導かれない。

#### <引用文献>

加藤貴仁、高値取得損害/取得自体損害二分論の行方、飯田秀総他編、有斐閣、商事法の新しい礎石、2014、817-855  
潮見佳男、資産運用に関する投資者の自己決定権侵害と損害賠償の法理、小野秀誠他編、商事法務、民事法の現代的課題、2012、513-540

三井秀徳編著、金融財政事情研究会、課徴金制度と民事賠償責任、2005、152-165

#### ・リスク分配の観点からの整理

本研究のテーマであるリスクのコントロールという観点から、株価値下りのリスクの分配という問題を分析する。

取得自体損害説と取得時差額説の分岐点は、虚偽記載以外の事情により株価が下落した場合に、そのリスクを発行会社と取得者のいずれに分配するかにある。すなわち、取得自体損害説によれば、発行会社に、取得時差額説によれば、取得者に分配される。

以上に対し、判例の採る相当因果関係説は、虚偽記載以外の事情により株価が下落した場合とはどのような場合かを決定するルールである。すなわち、株価値下りの原因によってそのリスクの配分を決める。原因の分け方は種々あるが、例えば、**虚偽記載に因る値下り**、**株式一般に関する事情に因る値下り**に分けて、**は発行会社に、は取得者に負担させる**。しかし、**と**の中間にある、会社の業績不振による株価下落、会社の信用基礎による株主の間接損害などについては、意見が分かれる。しかし、取得自体損害説・取得時差額説と相当因果関係説は、値下りリスクの分配に関するデフォルト・ルールをどこにおくかという観点から整理することができる。

このように問題をとらえると、そのリスク分配は、一方で、発行会社の虚偽記載責任の

大小・射程により、他方で、取得者の値下りリスクの引受の有無により決定されることとなる。このリスク分配の基準が、判例のいう相当因果関係の意味内容なのである。

このように、株価変動リスクの分配という観点から虚偽記載による損害賠償の意味を明らかにしたことは、判例・学説の法解釈論をこの問題の立法政策論につなげることを可能にするものである。

### ・イギリスの判例法理

日本の判例は、虚偽記載と相当因果関係のある損害か否かの基準を用いて賠償の範囲を定める。他方、イギリスでは、いわゆる取得時差額説が判例法理として確立している。

イギリスの損害賠償法でも、**事実的原因関係 (causation)**、**損害賠償の範囲 (remoteness of damage)**、**損害の金銭的評価 (measure of damages)** の3つの判断を経て、責任の有無および額を決定する。では、不法行為の損害賠償に対し不法行為基準が適用され、契約違反の損害賠償に対し契約基準が適用される。不法行為基準によれば、不法行為がなかったならば、あったであろう状態に回復され、契約基準によれば、契約が履行されたならば、あったであろう状態に回復されるべきこととなる。日本法の差額説(的)な基準は、イギリスではの基準として用いられていると言うことができる。

虚偽記載による損害賠償の問題は、イギリス法では、詐欺不実表示=故意不法行為による損害賠償として構成される。に関して言えば、故意不法行為の損害賠償の範囲は事実的原因関係にある全ての損害を含む。に関して言えば、不法行為基準が適用され、この下位ルールとして、イギリスの判例は、原則として取得時差額説を採用してきた (*McConnell v Wright* [1903] 1 Ch 546)。例外を考慮する場合は、の問題に戻って、範囲内にある損害か否かを判断する (*Smith New Court Securities v Scrimgeour Vickers* [1997] AC 254)。

まとめると、取得時差額説を出発点として、そこから故意不法行為=詐欺不実表示から近い損害を加算する方法で処理する。換言すれば、イギリス法は、損害賠償の基準時を取得時に固定する発想が強い。

このように、西武鉄道事件最高裁判決は、取得自体損害説を採用できる事案であり、それを出発点として、虚偽記載と相当因果関係のない損害を控除する方法で損害額を決定したのに対して、イギリスの判例は、取得時差額説を出発点として、詐欺不実表示から近い損害を加算する方法で損害額を決定する。

### ・ドイツの判例および立法

流通市場における不実開示(虚偽記載)の問題は、ドイツにおいても議論されている。ドイツでは、2000年代におけるITバブルの崩壊とともにこの問題が顕在化し、連邦通常

裁判所(BGH)の判例を中心に活発な議論が行われている。

本研究では、ドイツ法についておおむね次のことを明らかにした。

ドイツでは、日本と異なり、発行会社よりもむしろ不実開示を主導した取締役等の個人責任が重視されている。これは、発行会社が倒産したり、無資力であったりすることによるものと言われている。

ドイツの有価証券取引法(WpHG)には、発行会社の責任を定める規定は存在するが、役員個人の責任を定める規定は存在しない。そのため、民法の規定(BGB826条)による個人責任の追及が試みられた。

同条は、故意の良俗違反という一見厳格な要件を採用している。しかし、BGHは、不実開示の事案の特徴に応じて要件を緩和し、同条に基づく役員個人の個人責任を承認した。

投資者がいかなる損害の賠償を受けられるかについては、BGB249条や同251条の規定を出発点として議論が行われている。BGHは、BGB249条に基づく原状回復請求を認めるものの、当該不実開示がなかったならば投資決定を行わなかったであろうという意味での因果関係の証明を厳格に要求するため、投資者からの賠償請求は実際上かなり限定されている。この点に対しては批判が少なくない。

学説の中には、BGB251条に基づき、いわゆる取得時差額の賠償を認める見解も有力である。さらに最近では、規範の保護目的論を手がかりとして、投資者がいかなるリスクを引き受けたのかという観点から、賠償範囲を確定しようとする見解も現れている (*Stefan Richter, Schadenszurechnung bei deliktischer Haftung fuer fehlerhafte Sekundaermarktinformation*)。

日本とドイツの議論を比較すると、出発点となる規定が異なり、判例の立場にも違いが見られるが、見解の分岐の仕方にはある程度共通性が存在する。また、最後に挙げた見解は、わが国の判例理論と共通の発想を有するものと見ることもでき、その理論的分析の一助となる。

### カウンターパーティ・リスクの負担

金融取引を含め一般にカウンターパーティ・リスクを管理するために当事者が用いる措置の中で重要なのは、損害賠償予定条項・違約金条項である。これらの条項については、消費者契約の領域において2000年代に入ってから法令による規制強化が顕著である(特商法10条・25条・58条の3・58条の16等、消費者契約法9条、利息制限法4条等)。しかし、事業者間の契約、ことに組合契約類似の事業契約(サブリース契約の一部、フランチャイズ契約等)や事業合併契約では法令の規制強化はない。また、事後的なコントロールである裁判例をみると、消費者法分野とは逆に、伝統的な暴利行為論に基づ

く無効判断を控える傾向がある。同様の傾向はデリバティブ取引のような投資契約でもみられる。他方で、これらの取引契約の裁判例では、説明義務違反を中心とする付随義務の拡大、適合性原則の進展が顕著である。金融取引を含むこの動きの理由は、ある程度の長期取引を前提とする事業契約・投資契約では、取引解消を前提とする損害賠償予定条項・違約金条項の無効・改訂ではなく、変動リスクの種類を考慮した責任分配とそれによる契約関係の調整が可能な説明義務違反・適合性原則がリスク管理に適合的だからである（瀨川・後掲雑誌論文）。

### **責任保険、事前的リスク負担**

会社役員が財務諸表の虚偽記載を行った場合、その会社が発行する有価証券につき取引を行った投資家が損失を受けるリスクだけではなく、虚偽記載のために会社が投資家に対して損害賠償責任を負うことにより会社が損失を受け、ひいては、株主（虚偽記載前からの）が損失を受けるリスクもある。また、会社に罰則が課される場合には、会社が過度に厳重な法令遵守体制を構築し、その運用により過度にコストがかかりうる。

このような事態への対策として、保険の活用が唱えられる。保険には次のような効果があるとされる。会社の損害賠償責任を付保することで、被害者および会社の直接の損害をてん補する。保険料の算定というリスク評価により、会社のリスクが客観化され、過剰な抑止が防がれる。保険者がモニタリングするという効果も生じ、リスクが低減する。

ただし、役員の行為が会社の行為と同視されると、故意免責に該当する、あるいは会社自身の犯罪として犯罪行為免責に該当することが問題になる。この点につき、会社の損害賠償責任を付保することは、実質的には株主の利益を付保することであり、株主を被保険者であるとみれば、株主は役員の行為を直接にコントロールできないのであるから、役員の犯罪行為を付保することは可能であるとの議論がある。もっとも、大株主が会社経営者であるような場合であれば、株主は役員の行為を直接にコントロールする立場にないとも言い難いという問題は残る（山本哲）。

### **マクロ規制、事前的リスク規制**

北見・後掲雑誌論文（ディスカッションペーパー）では、まず今回の金融危機で特徴的であった投資銀行のシャドーバンキング機能を取り上げ、その背景について、ダイナミックな企業風土（米国）や市場統合下での競争激化（欧州）の下、ハイリスク＝ハイリターン狙いの銀行行動が強まり、米国型投資銀行が誕生した点を整理した。

こうした中、金融安定化を目指す動きとして、システム上重要な金融機関を対象に、④G-20を中心に追加的費用負担を課し、公的資金の注入無き破綻処理を迫及する動きの

一方、⑥米国・英国・EU・独仏で導入（一部途上）の銀行規制・構造改革法のように、業務範囲や銀行構造の面で規制を課し、高リスク業務を分離する動きも模索されている。後者⑥については、国により規制領域・程度が様々となっており、そうした差異が今後の市場間競争や主要国当局間の調整の動きにどう収斂しうるかは目が離せない。

この間我が国については、証取法（1948年制定）により銀証分離規制が導入され、その後1992年業態別子会社方式による相互参入が、1997年持株会社傘下の子会社による参入が実現した。しかし、短期の自己勘定取引についてトレーディング業務登録が依然必要なほか、邦銀の目指すターゲット像の違いなどもあって、米国型投資銀行が誕生するには至っていないものとみられる。今暫く邦銀では商業銀行指向モデルが継続する可能性が強く、投資銀行の出現を前提とする欧米的な銀行規制・構造改革措置導入の必要性があるとは言い難いと思われる。

### **(2) 手続法上の新たな制度を通じたエンフォースメントの実効性確保**

金融ADRは、平成21年に金商法や銀行法などの中で法制化された、金融取引紛争を訴訟によらず金融機関の業種ごとにそれぞれ特別の調停機関によって解決する制度である。業種ごとの金融ADRの紛争処理の実績は平成22年から毎年金融庁および各金融ADR機関により公表されており、各金融ADR機関の利用件数、調停成立の割合もかなり高い。これは手続費用の大部分を金融機関が負担し、金融機関側に手続応諾義務があり、調停機関の提示した調停案に金融機関側は原則として同意しなければならないという制度的仕組みと金融庁の監督によるものと思われるが、研究では、仕組債、金利スワップ取引などについて金融ADRの解決内容が、下級審を含む裁判例のそれと近いことを明らかにした。

平成25年に消費者裁判手続特例法が成立し、消費者被害に対する集団的な損害の回復が制度的には可能になったので、この制度についての判決効などの解釈論を検討した。

また、上記(1)(a)を受けて、株式発行の目論見書などの虚偽記載により損害を受けた投資家の被害を回復する手段として新法の利用可能性を探るため、ドイツ資本市場法上の争訟におけるムスタ訴訟手続法の2012年改正法を検討した（高見）。

### **(3) 渉外的金融取引における法の適用関係と裁判・執行管轄権の実効的な行使**

第一に、渉外的な電子商取引をめぐる紛争を題材として、国際裁判管轄および準拠法の問題について、その多層的・複合的性格を分析・検証した。国際裁判管轄では、義務履行地管轄、不法行為地法管轄、消費者契約訴訟に関する特別管轄など、複数の管轄原因が多

層的・重複的に存在することが認められた。また、電子商取引の準拠法の問題では、契約準拠法、不法行為準拠法のみならず、消費者契約、生産物責任等に関する特別規定の存在をも考慮すべきことを指摘した。加えて、各国の公法的規範の属地的適用をも念頭に置いて、涉外取引をめぐる法適用の多層化の問題について、立体的な分析を加えることができたと思われる。

第二に、典型的な複合取引を題材に、法適用関係の重層的側面を検証した。特に、運送証券発行時における目的物の帰属をめぐる準拠法の問題について、ドイツ、スイスの議論状況を参照して、抵触法的検討を行ったほか、金融取引における相殺の重要性に鑑みて、相殺の準拠法ルールのあるあり方、執行判決請求訴訟における相殺抗弁の取扱い等について検討を行った。また、保険代位の準拠法の問題について、裁判実務および学説を踏まえて、分析を行った。

第三に、一の債務者に外国倒産手続が複数生じ、それら手続の承認申立てがわが国裁判所において競合する事態が生じ得るが、この場合の優先関係を如何に決すべきか、という問題についても取り組んだ。かかる問題は、国際企業の倒産が国家単位で並列的に行われることから生じる当然の帰結であり、国際倒産の多層性を顕わす事象でもある。倒産手続開始時における債務者企業を中心地を基準として、その優先関係を律するのが適当であるが、これは center of gravity を重んじる抵触法の伝統にも合致したものであると結論付けた(嶋)。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 7 件)

瀬川 信久、契約の履行と裁判官、法律時報、査読無、87 巻 6 号、2015、68-70

新堂 明子、最新民事判例の動向・不法行為裁判例の動向、民事判例、査読無、巻、2014、34-51

山本 周平、民事判例研究、北大法学論集、査読無、65 巻 2 号、2014、91-112

北見 良嗣、米・英・EU・独仏の銀行規制・構造改革法について、金融庁金融研究センター、査読有、ディスカッションペーパー-DP2014-7、2014、1-81

嶋 拓哉、法体系における介入規範の適用問題について、国際私法年報、査読有、14 号、2013、122-141

新堂 明子、たんなる不実表示と契約違反としての不実表示—イギリス法のスケッチ—、民事研修(みんなけん)、査読無、660 号、2012、2-25

山本 哲生、消費者契約法における誤認に基づく取消しの対象、北大法学論集、査読無、63 巻 3 号、2012、968-934

〔学会発表〕(計 1 件)

瀬川 信久、Le juge et l'exécution du contrat、アンリ・カピタン協会、日仏法学会、2014・9・22、東京大学法学部(東京都文京区)

〔図書〕(計 4 件)

高見 進、新破産法における相殺の否認の余地について、高橋宏志他編、有斐閣、民事手続の現代的使命、2015、929-946

山本 哲生、損害保険、第 21 条(保険給付の履行期)、山下友信=永沢徹編著、第一法規、論点体系保険法 1、2014、49-59、198-206

藤原 正則、事務管理・不当利得、能見善久=加藤新太郎編、第一法規、論点体系判例民法 6〔第 2 版〕、2013、224-228

嶋 拓哉、第 7 章国際取引、松本恒雄他編、勁草書房、電子商取引法、2013、200-241

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

新堂 明子 (SHINDO, Akiko)

法政大学・法務研究科・教授

研究者番号： 0 0 3 0 1 8 6 2

(2)研究分担者

瀬川 信久 (SEGAWA, Nobuhisa)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号： 1 0 0 0 9 8 4 7

高見 進 (TAKAMI, Susumu)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・名誉教授

研究者番号： 2 0 0 0 9 8 4 8

藤原 正則 (FUJIWARA, Masanori)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号： 7 0 1 9 0 1 0 5

山本 哲生 (YAMAMOTO, Tetsuo)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号： 8 0 2 3 0 5 7 2

嶋 拓哉 (SHIMA, Takuya)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号： 8 0 3 7 7 6 1 3

山本 周平 (YAMAMOTO, Shuhei)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号： 1 0 5 2 0 3 0 6

北見 良嗣 (KITAMI, Ryoji)

帝京大学・法学部・教授

研究者番号： 0 0 3 1 2 3 3 0